

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）

改 正 (案)	現 行
<p>(尾灯) 第三十七条 (略) 25 (略)</p> <p>6 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二4・12・3の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第百八十一号）による改正前の細目告示別添五十二4・12・3の規定に適合するものであればよい。</p> <p>(制動灯) 第四十二条 (略) 26 (略)</p> <p>7 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二4・9・3・1の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第百八十一号）による改正前の細目告示別添五十二4・9・3・1の規定に適合するものであればよい。</p> <p>(方向指示器) 第四十五条 (略) 29 (略)</p> <p>二〇 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二4・6・4・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第百八十一号）による改正前の細目告示別添五十二4・6・4・2の規定に適合するものであればよい。</p>	<p>(尾灯) 第三十七条 (略) 25 (略)</p> <p>(制動灯) 第四十二条 (略) 26 (略)</p> <p>(方向指示器) 第四十五条 (略) 29 (略)</p>